

2019年5月7日

投資主各位

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
野村不動産マスターファンド投資法人
執行役員 吉田 修平

第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年5月22日(水曜日)午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、規約第14条第1項及び第2項において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋)

規約第14条第1項及び第2項

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時： 2019年5月23日（木曜日）午後1時00分
2. 場 所： 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル 3階 日経ホール

本総会は、前回と開催場所を変更しております。
末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照いただき、
お間違いのないようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項：

決議事項

- 第1号議案： 規約一部変更の件……………P. 3
- 第2号議案： 執行役員1名選任の件……………P. 7
- 第3号議案： 監督役員3名選任の件……………P. 8

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である野村不動産投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。

(ご案内)

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<https://www.nre-mf.co.jp/>) に掲載いたします。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

① 規約変更案第9条第4項関係

投資主総会を招集するための公告に係る要件及び当該公告が不要となる要件を明確にするために規定を新設するものです。

② 現行規約第38条第1項（1）関係

現行の資産運用報酬体系のうち運用報酬Ⅰの算出方法について、各計算期間の報酬金額をなるべく平準化するために、1年を365日とした計算期間の実日数による日割計算から、1年を12ヶ月とした計算期間の月数による月割計算に変更するものです。

③ 現行規約第42条関係

上記②における規約第38条第1項の変更による資産運用報酬の計算方法の変更については、現在進行中の営業期間ではなく、その翌営業期間に係る資産運用報酬の計算から適用を開始することとするため、規約第38条第1項の変更については2019年9月1日付で効力を生じる旨の附則を規定するものです。

④ 上記のほか、年号の和暦表記から西暦表記への修正、表現の明確化のための字句の修正等を行うものです。

2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（開催及び招集）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>平成29年</u>5月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の5月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第1項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、<u>平成29年</u>2月末日及び以降、隔年毎の2月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使することのできる者とする。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第36条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 (記載省略)</p> <p>(1) (記載省略)</p>	<p>第9条（開催及び招集）</p> <p>1. 本投資法人は、<u>2017年</u>5月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集し、以降、隔年毎の5月1日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. <u>投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日</u><u>の2ヶ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発しな</u><u>なければならない。但し、第1項の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヶ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</u></p> <p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 本投資法人が第9条第1項の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、<u>2017年</u>2月末日及び以降、隔年毎の2月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、当該投資主総会において議決権を行使することのできる者とする。</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第36条（金銭の分配の方針）</p> <p>1. 分配方針 (現行のとおり)</p> <p>(1) (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15第1項に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、<u>支払準備金</u>、<u>分配準備積立金</u>並びにこれらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>(2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15第1項に定める投資法人の課税の特例（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額（法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とする。なお、本投資法人は運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金<u>並びに支払準備金及び分配準備積立金</u>、<u>その他</u>これらに類する積立金及び引当金等のほか必要な金額を分配可能金額から積み立て、又は留保その他の処理を行うことができる。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払基準）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>（1）運用報酬Ⅰ</p> <p>本投資法人の直前の決算日の翌日から3ヶ月目の末日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び「計算期間Ⅰ」の末日の翌日からその後の決算日までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.45%を乗じた額（1年<u>365日</u>として当該計算期間の<u>実日数</u>により<u>日割</u>計算。1円未満切捨。）とする。</p> <p>（記載省略）</p> <p>（2）（記載省略）</p> <p>（3）（記載省略）</p> <p>（4）（記載省略）</p> <p>2. （記載省略）</p> <p>第42条（規約変更の効力の発生）</p> <p>第38条の変更に係る規約変更は、<u>平成29年</u>9月1日から効力を生じるものとする。</p> <p>制定 <u>平成27年</u>10月1日 改定 <u>平成29年</u>5月26日</p>	<p>第38条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払基準）</p> <p>1. （現行のとおり）</p> <p>（1）運用報酬Ⅰ</p> <p>本投資法人の直前の決算日の翌日から3ヶ月目の末日までの期間（以下「計算期間Ⅰ」という。）及び「計算期間Ⅰ」の末日の翌日からその後の決算日までの期間（以下「計算期間Ⅱ」という。）毎に、次に定める方法により算出される本投資法人の総資産額に年率0.45%を乗じた額（1年を<u>12ヶ月</u>として当該計算期間の<u>月数</u>により<u>月割</u>計算。1円未満切捨。）とする。</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>（2）（現行のとおり）</p> <p>（3）（現行のとおり）</p> <p>（4）（現行のとおり）</p> <p>2. （現行のとおり）</p> <p>第42条（規約変更の効力の発生）</p> <p>第38条第1項の変更に係る規約変更は、<u>2019年</u>9月1日から効力を生じるものとする。<u>なお、本条は当該変更効力発生後にこれを削除するものとする。</u></p> <p>制定 <u>2015年</u>10月1日 改定 <u>2017年</u>5月26日 改定 <u>2019年</u>5月23日</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員吉田修平は、2019年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、就任する2019年6月1日から2年間となります。

執行役員候補者は次のとおりです。

また、執行役員選任に関する本議案は、監督役員全員の同意によって提出されるものです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位及び担当	所有する本投資法人の投資口の口数
よし だ しゅう へい 吉 田 修 平 (1952年6月19日生)	1982年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)	0口
	同年同月 設楽敏男法律事務所 入所	
	1986年4月 吉田修平法律事務所 代表弁護士(現職)	
	1994年4月 東京家庭裁判所 調停委員	
	1994年6月 株式会社サテライト・コンサルティング・パートナーズ 監査役	
	1995年8月 株式会社アセットパートナーズ 監査役	
	1998年4月 神奈川大学法学部 講師	
	2000年3月 社会福祉法人八広会 理事	
	2005年4月 神奈川大学法科大学院 非常勤講師(「倒産処理法特論」)	
	2005年8月 野村不動産オフィスファンド投資法人 監督役員	
	2006年11月 野村不動産レジデンシャル投資法人 監督役員	
	2007年12月 政策研究大学院大学客員教授	
	2008年2月 ビジネス会計人クラブ株式会社 監査役(現職)	
	2008年11月 特定非営利活動法人会計参与支援センター 監事	
	2009年9月 株式会社エム・エイチ・グループ 監査役(現職)	
	2010年5月 特定非営利活動法人首都圏定期借地借家権推進機構 副理事長(現職)	
	2013年1月 旧野村不動産マスターファンド投資法人 監督役員	
	2013年4月 一般財団法人高齢者住宅財団 評議員(現職)	
	2013年9月 一般社団法人日本相続学会 副会長(現職)	
	2014年5月 公益社団法人日本不動産学会 理事(現職)	
	2014年7月 法と経済学会 理事(現職)	
	2014年12月 社会福祉法人八広会 監事(現職)	
	同年同月 株式会社アスコット 監査役(現職)	
2015年6月 日成ビルド工業株式会社 社外取締役		
2015年10月 本投資法人 監督役員		
2017年6月 本投資法人 執行役員(現職)		
2018年10月 株式会社スペースバリューホールディングス 社外取締役(現職)		
2019年4月 政策研究大学院大学特別講師(現職)		

(注) 上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。

第3号議案 監督役員3名選任の件

監督役員内山峰男及び大和田公一の2名は、2019年5月31日をもって任期満了となります。つきましては、監督体制の一層の強化を図るため、監督役員を1名増員し、監督役員3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、任期は、就任する2019年6月1日から2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに本投資法人における地位	所有する本投資法人の投資口の口数
1	うちやま みね お 内 山 峰 男 (1957年8月23日生)	1985年10月 監査法人芹沢会計事務所(現 仰星監査法人) 入所 2000年4月 内山峰男公認会計士事務所 所長(現職) 同年同月 株式会社ピーアイテクノロジー 常勤監査役 2004年7月 株式会社バリューコマース 常勤監査役 2008年4月 東北大学経済学部 教授 2010年4月 青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 特任教授 2011年4月 駒澤大学経済学部 客員教授(現職) 2016年7月 清流監査法人 社員(現職) 2017年6月 本投資法人 監督役員(現職)	0口
2	おおわだ こう いち 大和田 公 一 (1971年5月1日生)	1994年10月 足立不動産鑑定士事務所(現 足立不動産鑑定株式会社) 入所 1999年2月 不動産鑑定士登録 2003年4月 多摩総合不動産鑑定有限会社 代表取締役(現職) 2015年3月 府中市固定資産評価審査委員(現職) 2015年5月 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会 理事 公的土地評価委員長(現職) 2015年6月 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会 公的土地評価委員(現職) 2017年3月 東京都土地評価協議会委員(現職) 2017年6月 本投資法人 監督役員(現職)	0口
3	おかだ みか 岡 田 美 香 (1970年9月23日生)	1993年4月 有限会社ブループラネット 入社 1999年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 同年同月 常松築瀬関根法律事務所(現 長島・大野・常松法律事務所) 入所 2001年5月 ユーワパートナーズ法律事務所(現 シティユーワ法律事務所) 入所 2008年1月 シティユーワ法律事務所 パートナー弁護士(現職) 2013年4月 熊本大学法科大学院 非常勤講師 2017年4月 日本ライセンス協会 理事(現職)	0口

(注) 上記各監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。また、上記監督役員候補者のうち内山峰男及び大和田公一は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。上記監督役員候補者のうち岡田美香につきましては、旧姓かつ職業上使用している氏名を上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は古澤美香です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

〈メモ欄〉

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

投資主総会会場ご案内図

【会 場】 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
日経ビル 3階 日経ホール

【電 話】 03-6256-7686



【交 通】 地下鉄大手町駅C2b出口直結

- 東京メトロ 千代田線 「大手町駅」 神田橋方面改札より 徒歩約4分
- 半蔵門線 「大手町駅」 皇居方面改札より 徒歩約5分
- 丸の内線 「大手町駅」 丸の内方面改札より 徒歩約7分
- 東西線 「大手町駅」 中央改札より 徒歩約9分
- 「竹橋駅」 大手町方面改札より 徒歩約3分
- 都営地下鉄 三田線 「大手町駅」 大手町方面改札より 徒歩約7分

【注意事項】

- ◎会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されるため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催場所が前回と異なりますのでご注意ください。